

はじめに

平成6年(1994年)12月の第49回国連総会において、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議がされるとともに「人権教育のための国連10年行動計画」が採択され、人権という普遍的文化を世界中に構築するための取り組みが開始された。

わが国においては、平成7年(1995年)12月に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、平成9年(1997年)7月に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」が取りまとめられ、この計画に掲げられた諸施策の着実な実施等を通じて、人権教育の積極的な推進が図られてきた。

本県においても、これらの動きを受けて、平成9年(1997年)7月に知事を本部長とする「滋賀県人権教育のための国連10年推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置し、平成10年(1998年)7月に「人権教育のための国連10年滋賀県行動計画」(以下「行動計画」という。)を策定し、平成14年(2002年)3月に同計画を一部改訂して、人権教育の総合的かつ効果的な推進に努めてきた。

この最終報告は、この間の取り組みを総括するものである。